

○名寄市立大学危機管理委員会規程

平成21年7月1日

改正 平成30年6月6日

(趣 旨)

第1条 この規程は、名寄市立大学危機管理規程第5条第2項に基づき、名寄市立大学危機管理委員会(以下「委員会」という。)の運営に関し、必要な事項を定める。

(審議事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 総合的な危機管理体制の整備に関すること。
- (2) 危機管理の対策、評価及び見直しに関すること。
- (3) その他危機管理に関すること。

(組 織)

第3条 委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 学長
- (2) 副学長、保健福祉学部長及び事務局長
- (3) その他学長が必要と認めた者。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、学長をもって充て、副委員長は、学長が指名する。
- 3 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代行する。

(委員以外の者の出席)

第5条 委員長は、必要と認めたときは、委員以外の者を委員会に出席させることができる。

(事 務)

第6条 委員会の事務は、事務局総務課において処理する。

(雑 則)

第7条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この規程は、平成21年7月1日から施行する。

附 則 (平成30年6月6日)

この規程は、公布の日から施行し、平成30年4月1日から適用する。